

宇土市が 奨学金の 返還を支援します！

3年間で
最大**60**万円
年間20万円上限

宇土市で働くあなたを応援します！奨学金返還支援制度

宇土市では、若者の定住促進と本市の産業を支える人材確保を目的に、奨学金の返還に関する補助金を交付しています！宇土市内の事業所に就職し、宇土市での活躍を目指すあなたを応援します。

令和6年4月1日以降に市内事業者に
正規雇用された方

交付申請をする年度の4月1日において
満30歳未満である方

申請期間は 毎年 5月 から 9月 です！

お問合せ

宇土市 商工観光課 商工振興係
TEL 0964-27-3328


制度の詳細・申請は市HPをご覧ください。

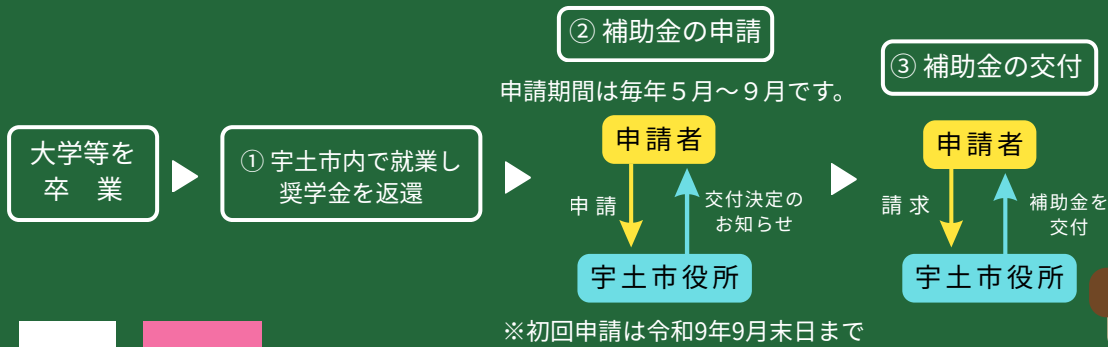
宇土市 奨学金返還支援



宇土市奨学金返還支援補助金とは

若者の定住促進を目的に、宇土市内事業所に就職した30歳未満の方を対象にした奨学金の返還を支援する制度です。前年度に返還した奨学金が対象となります。

 **3年間で最大60万円**
(年間20万円上限)



対象者 — 以下のすべてを満たす方 —

- 交付申請をする年度の4月1日において、満30歳未満である方
- 令和6年4月1日以降に市内事業者(※)に正規雇用され、当該雇用が申請日時点においても継続している方
- 交付申請日において、宇土市に住所を有する方
- 大学等在学中に奨学金の貸与を受け、返還義務がある方
- 奨学金返還に関する他の補助金の受給をしていない方
- 申請年の前年度に奨学金を返還した方
- 市税等の滞納がない方

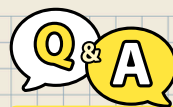


※市内事業者とは、宇土市内に本店又は主たる事務所を有する事業者です。

必要書類

- ① 申請書(様式第1号)
 - ② 雇用証明書(様式第2号)
 - ③ 宇土市補助金等交付規則に定める同意書
 - ④ 誓約書兼同意書
 - ⑤ 住民票の写し
 - ⑥ 奨学金貸与機関が発行する補助対象奨学金の貸与を証するもの(初回申請時に限る。)
- ※日本学生支援機構の奨学金の場合
「口座振替加入通知」の写し、又は「奨学金返還証明書」
- ※熊本県育英資金の場合
「返還計画書」の写し、又は「返還台帳」
- ⑦ 前年度に返還した補助対象奨学金の額を証する書類(預金通帳の写し、又は返還証明書)

①～④は市ホームページからダウンロード可能です。



● 申請は毎年必要ですか？

よくある質問

申請手続きは毎年必要です。

● どんな奨学金が対象になりますか？

独立行政法人日本学生機構の第一種奨学金、第二種奨学金及び熊本育英資金です。
上記に当てはまらない奨学金を貸与されている場合は、商工観光課までご相談ください。

● 宇土市以外の出身でも対象になりますか？

対象になりますが、宇土市に住民票を有する必要があります。

● 中途採用でも対象になりますか？

申請する年度の4月1日において、満30歳未満であれば対象となります。

お問い合わせ先

宇土市商工観光課 TEL 0964-27-3328